

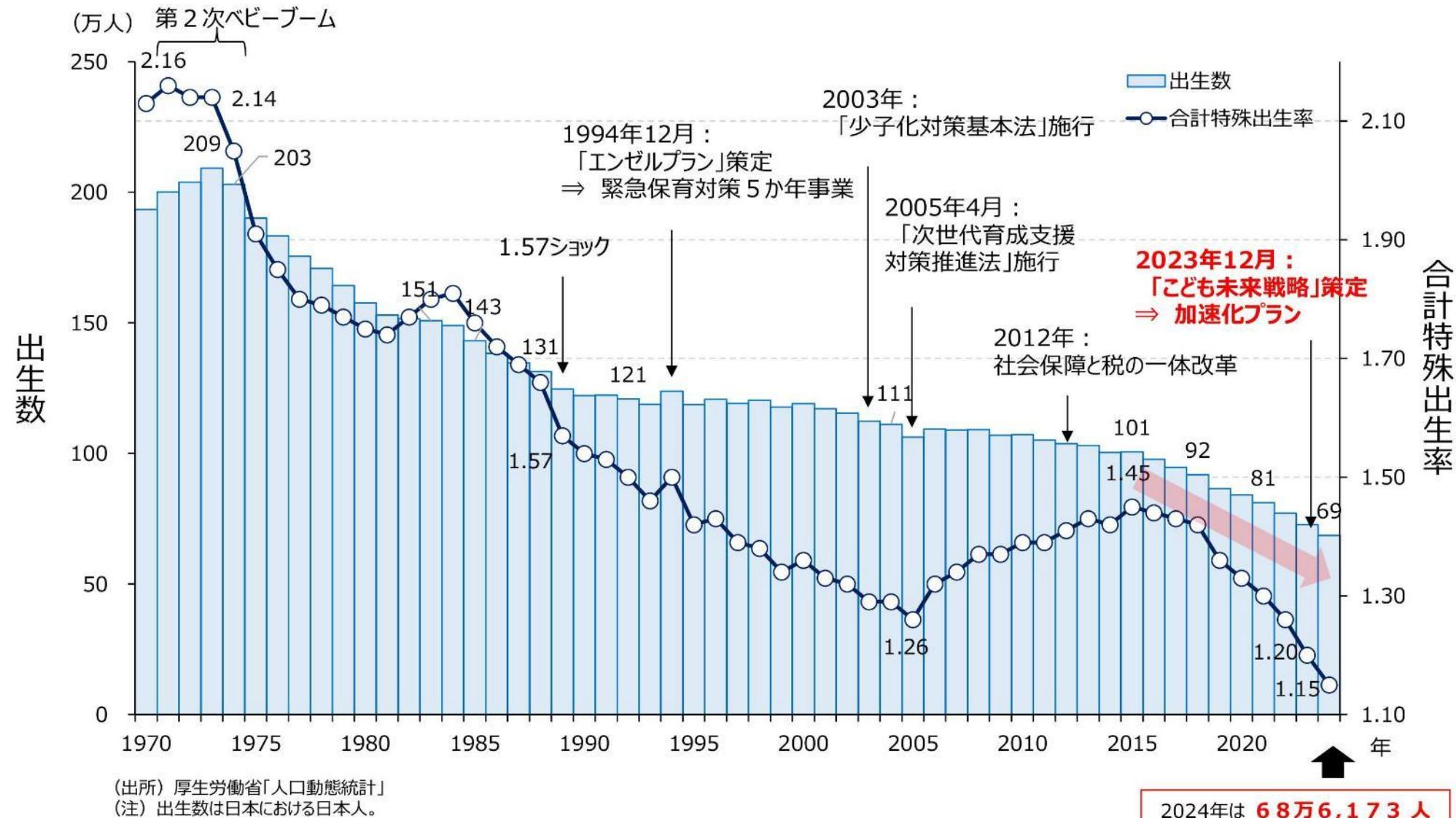
情勢報告

(公益社団法人) 全国私立保育連盟
常務理事 ● ● ● ●

保育を取り巻く状況

出生数・合計特殊出生率の推移

- 年間の出生者数は2000年代に入るまでは120万人程度、2010年代に入るまでは110万人程度で推移していたが、2016年に100万人を下回って以降、急速に減少し、2024年は69万人。10年で30万人以上も減少しており、少子化のペースが加速している。



地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和7年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.3%と全国平均（88.4%）より高い一方で、過疎地域においては74.6%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲3.2%に対して、過疎地域では▲8.4%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、3割を超える自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

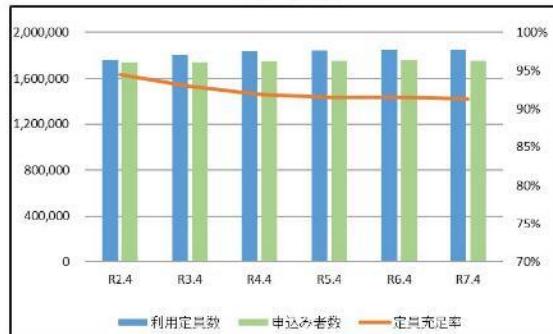
	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,850,976人	1,754,598人	1,690,589人	1,397人	91.3%
過疎地域	215,382人	162,873人	160,782人	59人	74.6%

※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.9【表5】【表6】の値と一部異なる。

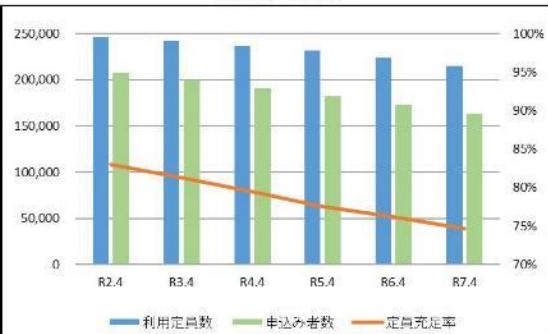
定員充足率の推移

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%

保育の受け皿等の推移
<都市部>



<過疎地域>



<定義>

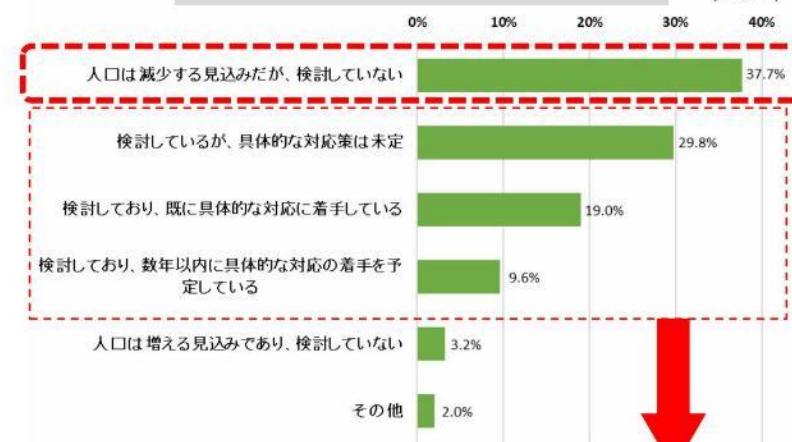
都市部：首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(指定都市・中核市含む)とその他の指定都市・中核市(334自治体)

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)に基づく「全部過疎市町村」(713自治体)

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上(43自治体)。

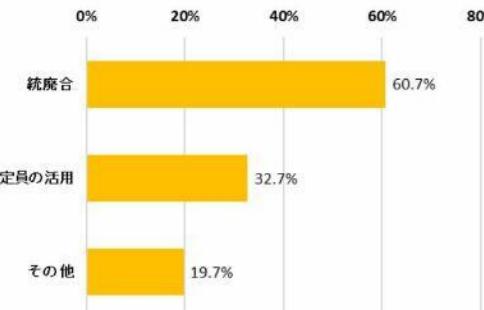
人口減少を見据えた対応の検討状況

(n=1741)



検討内容

(n=1,016)



こども政策の推進

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ**、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：こども政策推進会議（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について総理からこども家庭審議会に諮問。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見（対面・オンライン等）

12月1日：こども家庭審議会「答申」（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：こども政策推進会議において、こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「こどもまんなか実行計画」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を6つの柱に整理

- ①こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る
- ②こども・若者、子育て当事者とともに進めていく
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④良好な成育環境を確保、貧困と格差の解消
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥施策の総合性の確保

重要事項：こども・若者のライフステージ別に記載、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の重要事項を、全ての人が共有すべき理念として整理
- ・こども基本法等の理念に基づき5つの柱に整理
 - ①こどもの権利と尊厳
 - ②安心と挑戦の循環（愛着形成、豊かな遊びと体験の重要性）
 - ③切れ目なく育ちを支える
 - ④保護者・養育者の成長の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・こどもの多様な居場所づくりについて、全ての関係者が共有すべき理念を整理
- ・居場所づくり推進の4つの視点を整理
 - ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる
 - ③「みがく」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せい状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

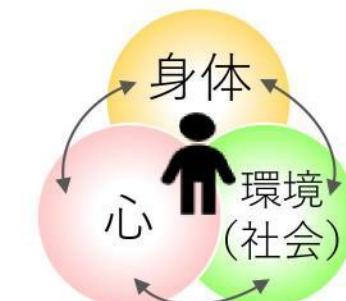
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全ての子どもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全ての子どもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 子どもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
✓ 生命や生活を保障すること
✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」<安心>
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>
多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「子どもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出
✓ 誕生の準備期から支える
✓ 幼児期と学童期以降の接続
✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
✓ 支援・応援を受けることを当たり前に
✓ 全ての保護者・養育者とつながること
✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、子どもの
育ちを支える工夫が必要
✓ 「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人が子どもの育ちを応援)
✓ こどもも含め環境や社会をつくる
✓ 地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

（令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

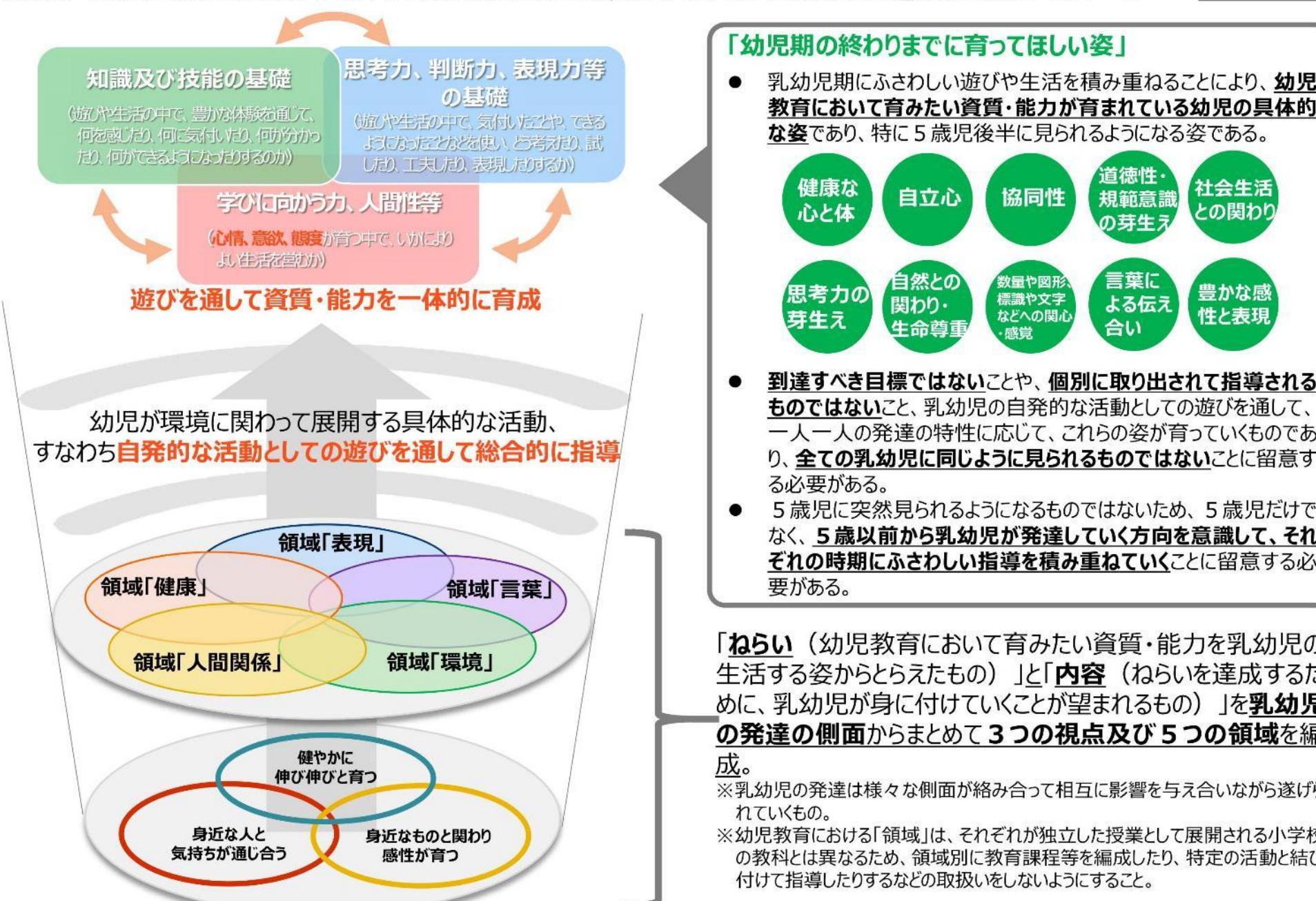
- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- **こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和5年12月には「こども大綱」や「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定。乳幼児期は、子どもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、子どもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であることが示されている。
- 昨年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」では、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換することが示された。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のある子どもや外国につながりのある子どもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、子どもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といった子どもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、文部科学大臣及び内閣総理大臣は、**幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮することが定められた**。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要**。

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- **こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、子どもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のない子どもの成長を保障するため、**0歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人の**子どもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか。
- 多様な子どもや大人との関わりの中で**子どもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援**の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- **設置者や施設類型を問わず、乳幼児期の子どものより良い育ちを保障していく共通の方策**についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。**



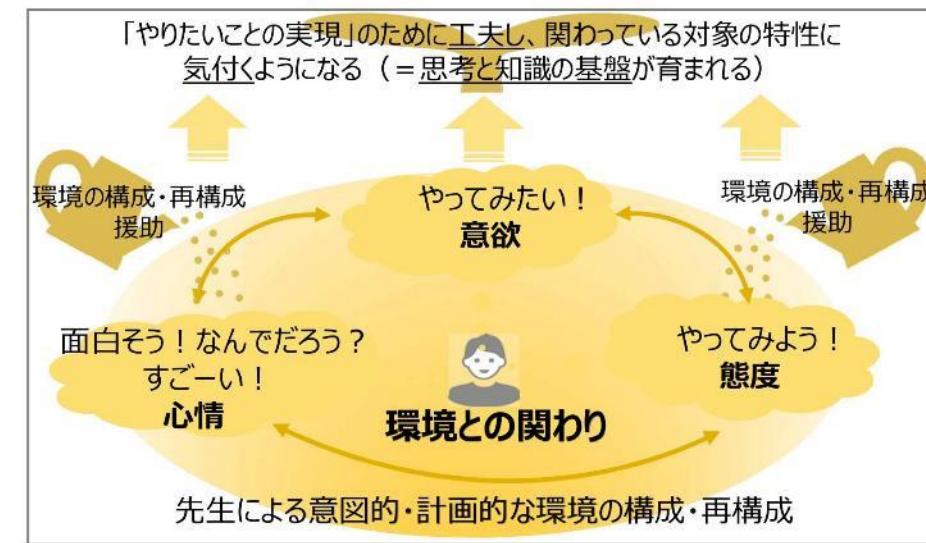
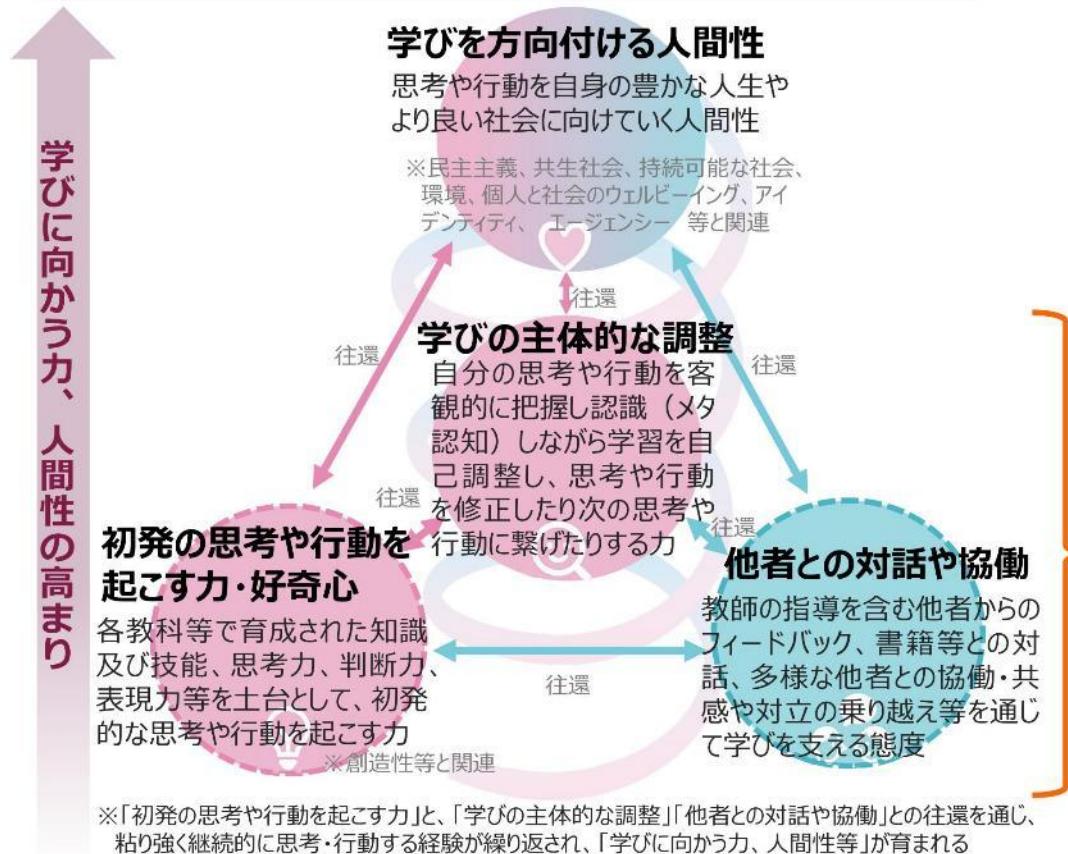
学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ（素案）

- 「論点整理」においては、
・「学びに向かう力、人間性等」を基本的な概念としては存置しつつ、主要な要素や要素間の関係を構造化して分かりやすく提示すべき、
・その際、各種調査から我が国の子供たちの課題と考えられる「まず考えてみること、行動してみること」等を「学びに向かう力、人間性等」の要素と位置付け、下図イメージのとおり、4つの要素の関係として整理する方向で検討すべきとされている。
- 環境を通して行う教育を基本とする幼児教育の特質を踏まえ、特に「学びの主体的な調整」や「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」などの要素について、幼児教育としてどのように捉えられるか。また、その際、従前より幼児教育が重視してきた「心情、意欲、態度」（下図参照）が育つ中で、「学びに向かう力、人間性等」の育成をどのように捉えられるか。

【今後の整理イメージ】

論点整理p18参照

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む



◆下部の各要素については、乳幼児の発達を踏まえ、幼児教育としての説明を、幼児期の後半をイメージして検討

初発の思考や行動を起こす力・好奇心 自分に自信をもち、様々な事物や現象、他者の姿などに興味や関心をもったり憧れを抱いたりして、自ら積極的に関わろうとする力

他者との対話や協働 先生や友達などの他者に親しみ、信頼し、他者との関わりを通して多様な感情を体験したり互いの考えに触れたり葛藤を乗り越えたりしながら、目標を共有して協同しようとする力

学び(遊び)の主体的な調整 遊びながら、実現したいことを願い、どのようにしたらいいか見通し、試したり工夫したりして振り返り、難しいことが生じても粘り強く取り組んで、更なる試行錯誤や工夫に繋げる力



- ◆ 保育所、認定こども園等においては、乳幼児が自己を十分に發揮し、生活や遊びが豊かに展開される中で、一人一人にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことは極めて重要である。保育士、保育教諭等は、乳幼児と共に保育環境を構成しながら、保育所、認定こども園等の生活全体を通して「育みたい資質・能力」を育むよう努めることとする。
- ◆ 乳幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育成されるよう、全ての保育所、認定こども園等においては、環境を通して行う保育を基本としつつ、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験の充実を図ることが重要である。このことを踏まえて、0歳から18歳の発達や学びの連続性の確保の観点から、以下の①～③について、下記に示すとおり改善・充実を図ってはどうか。

① 0歳児からの育ちとともに、学びを支える保育の内容の充実

- 座る、はう、歩くなどの運動機能の発達に伴い、乳幼児は自ら体を動かし、身近なものに関心をもって関わり、探索活動を活発に行うようになっていく。こうした発達の流れに沿って、0歳児からの自発的な遊びの中で多様な動きを促す援助の充実を図ってはどうか。
- 保育士、保育教諭等による温かく丁寧な関わりを通して育まれる安心感や信頼感の下、乳幼児が自分なりに、思いや考えを表現しようしたり、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうしたりする意欲を支える援助を充実させてはどうか。
- 乳幼児の自発性や探索意欲を高めるよう環境を計画的に整え、乳幼児が自ら関わろうとする姿を保育士、保育教諭等が見守り、共感し、楽しさを共有するとともに、乳幼児の主体的な遊びや活動を更に豊かにしていくために、遊びや活動の展開に応じて環境を構成・再構成することの重要性を再確認してはどうか。

② 0歳児からの円滑な接続・移行

- 乳児は、心身の発達の諸側面が特に密接に関連しており、保育の内容における三つの視点も重なり合う部分が多い。やがて、身体・運動・情緒・認知・社会性などの側面が次第に分化し、乳幼児と周囲の人や物との関わりも多様化・複雑化するにつれて、保育の内容も五つの領域へと広がっていく。こうした発達の流れを踏まえ、特に乳児から1歳以上3歳未満児、さらに3歳以上児の保育の内容の円滑な接続を確保すべきではないか。
- また、乳幼児が新しい環境に円滑に移行できるように配慮した援助の充実を図ってはどうか。

③ 乳幼児の健康及び安全の確保に向けた取組の充実

- 乳幼児の生命の保持と健やかな生活を充実させる観点から、感染症、自然災害等への対応について、より一層の配慮や取組の充実を図ってはどうか。



- ◆ 幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本としており、幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育成されるよう、全ての幼児教育施設において、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験が一層充実されることを改善・充実の根幹とすべきではないか。
- ◆ その上で、小・中・高で育成を目指す資質・能力の基礎を培う観点から、「学びに向かう力、人間性等」のみならず、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」を一体的に育む改善・充実をどのように図っていくか、別途、具体的に検討すべきではないか。
- ◆ 特に、論点整理等で指摘されたことを踏まえ、以下の④～⑥について、下記に示すとおり改善・充実を図ってはどうか。

④言葉を用いて思考を深めていく指導の充実

補足イメージ①

- 遊びの中での直接的・具体的な体験を通して、実感を伴って言葉を身に付けていくことが、言葉を通じた概念の習得や深い意味理解につながることから、個別の単語の習得に終始するのではなく、幼児が言葉を手掛かりに自分を取り巻く世界（モノ・ヒト・コト）を理解しようとするこの重要性を再確認すべきではないか。
- 思考力の芽生えが培われるよう、自分の表したい・伝えたい考えを言葉で表現する中で、先生の援助（言葉を添える、代弁する、視覚的資料等を合わせる等）を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導の充実を図ってはどうか。
- その際、技能的な伸長ではなく、遊びや生活をより楽しく面白くするために、言葉を用いて自分の考えがまとまり深まったりすることへの喜びや満足感等を十分味わうことに重点を置くべきではないか。

⑤他者と関わり協同する力の育成に向けた指導の充実

補足イメージ②

- 多くの他の幼児や先生とともに過ごす、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、他者とともに目標を形成し、その目標に向かって協同していく力の育成を目指し、指導の充実を図ってはどうか。
- その際、自分とは異なる他者への寛容を基に、思いや考えを伝え合い、葛藤やつまづきをも体験しながら、自他を尊重し、幼児なりのルールや納得解を形成するなどして、園内の身近な社会の一員として遊びや生活を作っていくことを通じて、当事者意識と社会参画意識の芽生えが育まれることが重要ではないか。

⑥“様々な遊びの中で”多様な動きを行う指導の充実

補足イメージ③

- “幼児の自発的な活動としての遊びの中で”多様な動きを体験することの重要性と、こうした体験を通して身体感覚を養うことを踏まえた指導の充実を図ってはどうか。
- 幼児期からの運動習慣の形成を図るため、領域「健康」等における指導に加え、文部科学省・スポーツ庁、自治体等が行う幼児の運動促進のための取組を活用するなどして、1日の生活全体の中で、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を充実することが重要ではないか。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

主体的・対話的で

① 深い学びの実装 (Excellence)

主に第2,3,4,6章
(生きて働く「確かな知識」の習得、資質・能力育成の具体化・深化、「好き」を育み「得意」を伸ばす、情報活用能力の抜本的向上、個別最適な学び・協働的な学び等)

主に第5,7章
(授業時数の適正化・平準化、教科書の精選、構造化、裁量的な時間など様々な方策による教師・子供双方の「余白」の創出、カリキュラム・マネジメント等)

② 多様性の包摂 (Equity)

主に第3,7章
(調整授業時数制度、裁量的な時間、個別の児童生徒に係る教育課程の仕組み、デジタル学習基盤を活用した学習環境デザイン、個別最適な学び・協働的な学び等)

③ 実現可能性の確保 (Feasibility)

学びをデザインする高度専門職としての教師 デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白 総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、

自らの人生を舵取りすることができる 民主的で持続可能な社会の創り手 をみんなで育む

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
(※) もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

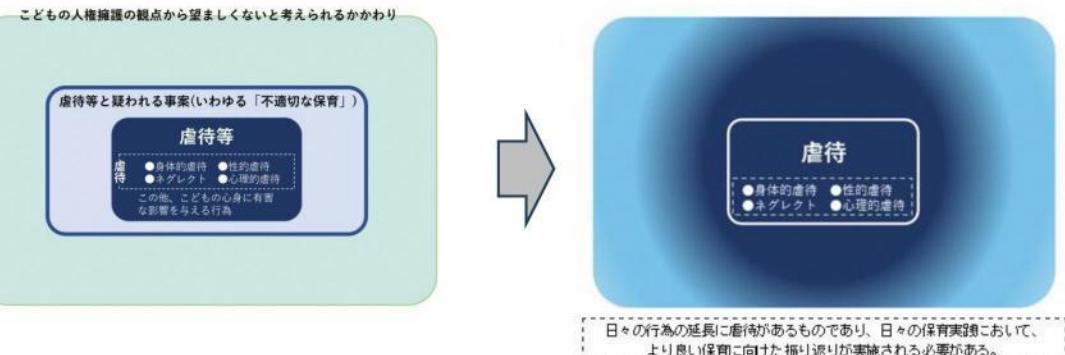
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関する保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。



ガイドライン目次

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ

2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について

3. 保育所等における虐待について

(1) 虐待について

(2) 「不適切な保育」について

II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等

(1) 子どもの権利擁護について

(2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと

(3) 職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること

2. 市町村等への相談

(1) 虐待と疑われる事案と確認した場合

(2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合

3. 市町村等の指導等を踏まえた対応

4. さらにより良い保育を目指す

III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等

2. 虐待対応の全体像と体制整備について

(1) 虐待対応の全体像

(2) 体制整備

3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合

(1) 通報受理時に確認する事項等

(2) 個人情報保護との関係

(3) 通報による不利益取扱いの禁止について

4. 事実確認の準備と実施

(1) 通報内容の情報共有の実施

(2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）

(3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合

(4) 初動対応の決定

(5) 事実確認の実施

5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定

(1) 虐待の具体的な判断過程

(2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）

(3) 虐待と判断される行為の指標

(4) 指標に基づく判断の具体例について

(5) 判断後の対応

(6) 虐待と判断した場合の対応

(7) フォローアップ

(8) 児童福祉審議会への報告等

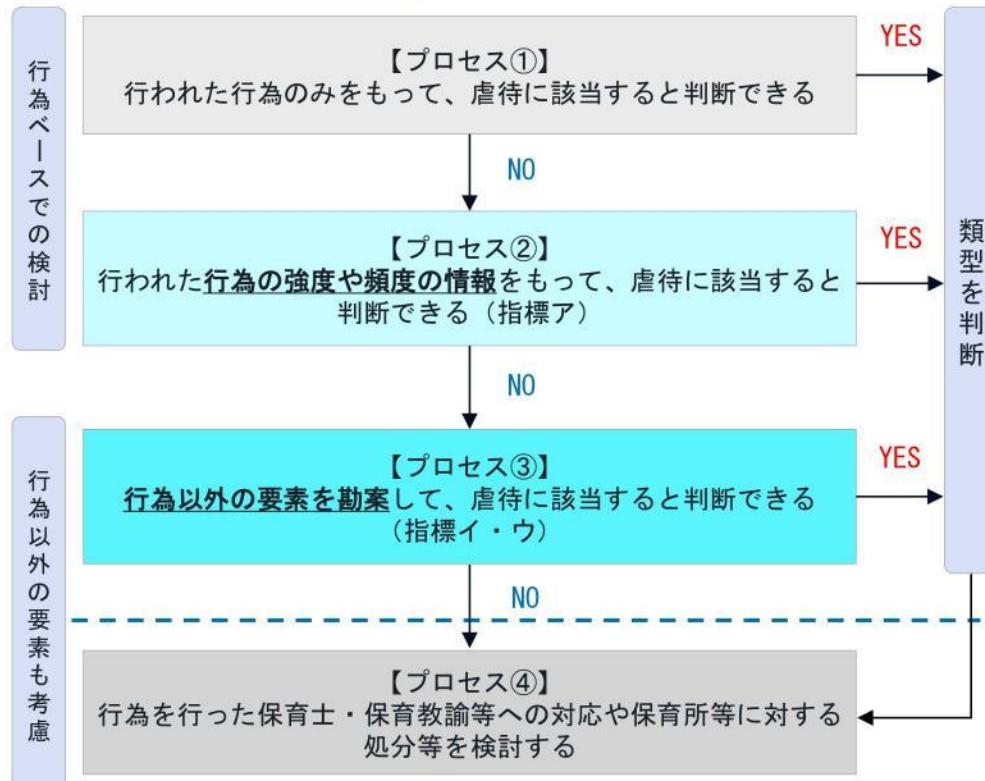
(9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

IV 参考資料

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
 - ◆ 虐待の判断については、まずは子どもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ 子どもの状況・子どもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。
 - ア 行為の強度・頻度
 - イ 保育士・保育教諭等の意図
 - ウ 子どもの状況・子どもへの影響

行為の内容	判断
<p>3歳児の子どもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、<u>「苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。</u>しかし、子どもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、その子どもを<u>「大声で注意し、</u>子どもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、子どもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はその<u>「子どもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を、</u>毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「<u>「給食の時間が嫌で、子どもが保育園に行きたがらなくなった。</u>」と相談があった。</p>	虐待

(考え方のポイント)

【プロセス①】

- 行為に着目すると、「ア大声で注意し」ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。
 - また、「ア子どもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

（力ヤス②）

- 一方で、「嫌がることも無理やり食べさせる」といった行為が「ア毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要的指導が行われており、虐待に該当する。

（【プロセス③

- なお、当初は「イ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「イ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。
 - 保育士による行為の結果、こどもは「保育園に行きたがらなくなっ」ており、こどもへの重大な影響があつたと捉えられる。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること**等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

① 日頃から講ずべき措置

- ・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・児童等が**相談を行いややすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・**研修**(第8条等)

初犯防止対策

③ 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - ー 学校設置者等の現職者
→ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - ー 民間教育保育等事業者の従事者
→ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・情報の秘密保持義務(第39条)

② 被害が疑われる場合の対応

- ・**調査**(第7条第1項等)
- ・被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

④ 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとして**防止措置**は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告微収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日:令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

こども性暴力防止法 ①

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

- ・ 性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする仕組みの導入
- ・ ここでいう「こども」は0歳～18歳
- ・ 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- ・ 特定性犯罪前科の確認対象 「拘禁刑(服役):刑の執行終了等から20年」「拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年」「罰金:刑の執行終了等から10年」

こども性暴力防止法 ②

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

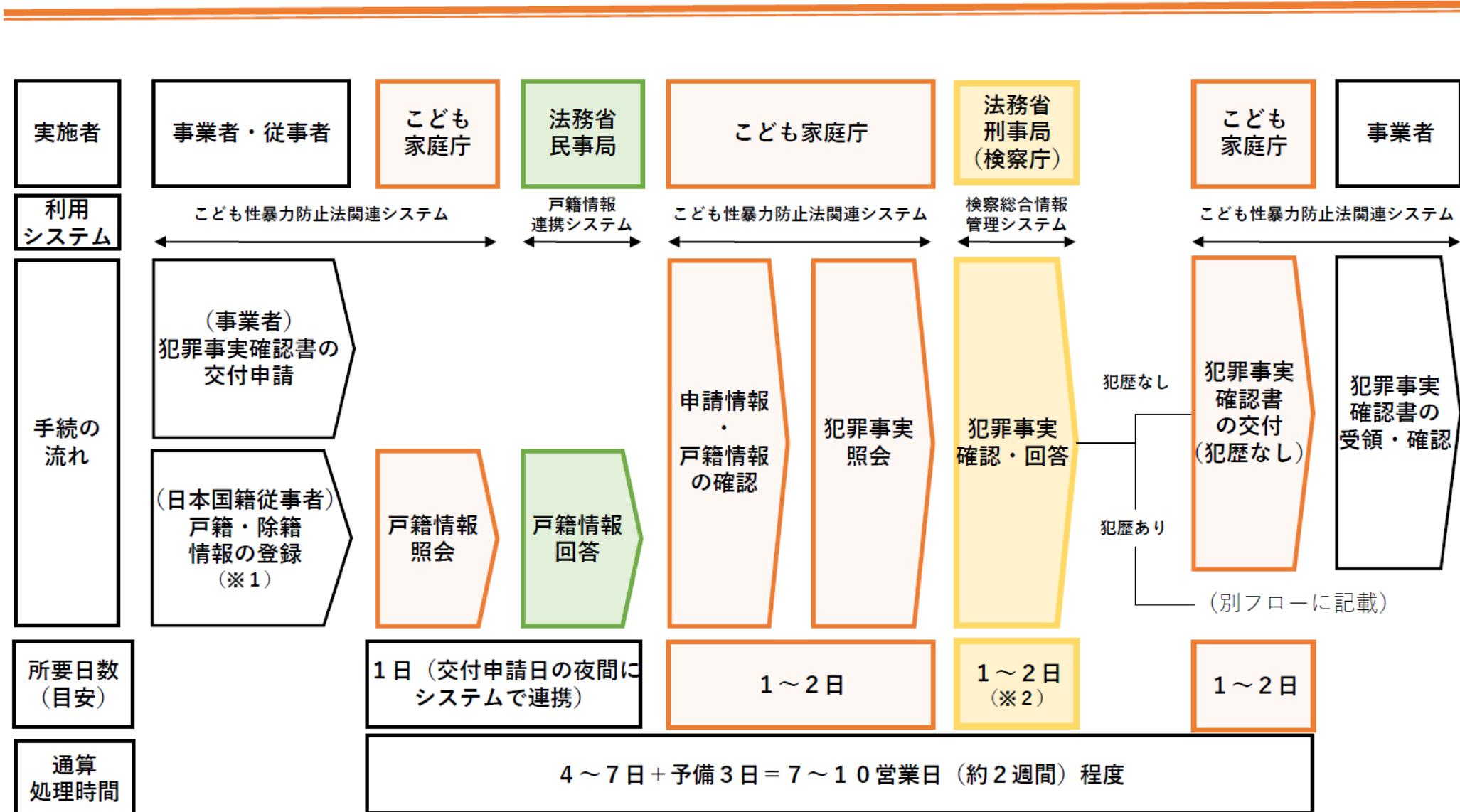
- ・ 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- ・ 任意での対象となる施設は、民間教育等施設(スイミング、学習塾、技芸)、認可外保育施設
- ・ 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- ・ 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- ・ 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備(職員研修、防力メなど)
- ・ こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

こども性暴力防止法 ③

◆この法律において私たちが行うこと

- 私たち保育園職員にとって大切なのは、日々の関わりの中で「子どもの安全と安心を最優先にする」ことです。ちょっとした違和感や不安を見逃さず、職員同士で声をかけ合い、必要に応じて園長や関係機関に相談することが求められます。
- この法律は『特別なことを新しく行う』というよりも、これまで以上に子どもの権利と安全を守る意識を高めることを目的としています。職員一人ひとりが子どもの人権を理解し、日常の保育の中で実践していくことが大切です。
- 現在、こども性暴力防止法準備検討委員会で法律の細部が検討されています。年末までに話し合われたことをまとめ、ガイドライン等を作成し、令和8年12月までにこの法律が施行されることが決まっています。施行されると私たちはひとりひとり「犯罪事実確認」の手続きが求められます。「犯罪事実確認」のフローは別紙で説明します。

犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



今 の う ち に 準 備 す る 「 こ 性 防 法 」 ①

【事業者の準備】

- ・ 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- ・ 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- ・ 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- ・ 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

今の中に準備する「こ性防法」②

【職員への告知】

- ・「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- ・犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- ・犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていた作業があります。
- ・対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- ・マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

求人票に記載する特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

就業規則改定案①

- (職員等)
- 第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十一号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。
 - 一 園長
 - 二 副園長
 - 三 事務局長
 - 四 主任
 - 五 副主任
 - 六 保育士
 - 七 保育補助
 - 八 保健師、看護師、准看護師
 - 九 管理栄養士、栄養士
 - 十 調理員
 - 十一 事務員

就業規則改定②

(犯罪事実確認の手続に応じる義務)

- ・第〇条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

就業規則改定③

- ・(懲戒の事由)
- ・第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇(注:就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙)】とする。
- ・法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- ・本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
- ・業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- ・こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- ・学歴、職歴、資格、犯罪歴等

社会福祉法人〇〇〇 職員誓約書

私は社会福祉法人〇〇〇の一員として、下記の事項を誓約いたします。

1、子どもへの誓い

子ども一人ひとりが持つ権利を尊重し、その最善の利益を第一に考えて、誠実に保育を実践します。

2、保護者への誓い

子育てのパートナーとして、保護者と信頼関係を築き、誠意をもって向き合います。

3、同僚への誓い

同じ職場で働く仲間として互いを尊重し合い、協力しながら業務に取り組みます。

4、自己の成長・専門性の保持

保育所保育指針に準拠し、保育のプロフェッショナルとして常に学び続け、自らの資質・専門性向上に努めます。

5、個人情報保護の徹底

在園児、卒園児、保護者、職員等、社会福祉法人そのえだが行う事業に関わる、すべての個人情報を慎重に取り扱い、守秘義務を厳守します。

6、法令遵守（子ども性暴力防止法関係）

私はこれまで「子ども性暴力防止法」に基づく特定性犯罪を犯しておりません。また、今後も法令を遵守し、保育の専門職としての自覚を持って行動します。

上記の内容を理解し、遵守することをここに誓約いたします。

令和 8 年度予算

令和8年度公定価格・基準等の見直し事項（案） 全体像

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「**保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～**」（令和6年12月こども家庭庁）に基づき、必要な見直しを推進

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

＜令和7年度の見直し＞ ○定員区分の細分化（人口減少対応） ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し（激変緩和措置の設定）
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加（災害対応の強化）

＜令和8年度の見直し（案）＞

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算（特別地域保育体制確保対応加算（仮称））の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定（令和9年度末まで）
- (5) 学級編成調整加配の見直し
- (6) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実
- (7) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (8) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

＜令和8年度の見直し（案）＞

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等（①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設）

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

＜令和7年度の見直し＞ ○保育士・幼稚園教諭等の待遇改善（令和6年人事院勧告+10.7%） ○待遇改善等加算の一本化

＜令和8年度の見直し（案）＞

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の待遇改善（令和7年人事院勧告+5.3%）
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設（R8.7～）
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- (4) 保育ICT推進加算（仮称）の創設

1 (2) 特別地域保育体制確保対応加算（仮称）の創設

- 人口減少地域における保育等の機能の維持・確保のため、令和7年度、公定価格において、比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子どもの数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の施設に係る定員区分の細分化を行った。また、モデル事業の実施等により、必要な多機能化や統廃合等に取り組みやすい環境整備を進めているところ。
- こうした中で、人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められることの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」（仮称）を創設する。

要件

- 以下の要件に全て該当することとする。
 - i 過疎地等（※）を有し、多機能化や統廃合等の保育機能の維持・確保に向けての協議・検討を行っている市町村に所在する施設。
(※) 対象となる地域は以下のとおり。
 - 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
 - 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
 - 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
 - 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
 - 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
 - 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
 - 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項に規定する過疎地域
 - 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
 - ii 定員規模が最小であり、かつ、定員と利用児童の差が5人以上（定員20人に対して利用子どもの数が15人以下）である施設。
 - iii 以下のような取組により、人口減少地域における保育の質の確保や保育機能の維持・確保に向けた取組を進めている施設。
 - ・他の保育所等の児童との交流を行う。
 - ・他の保育所等やこども・子育て支援関係施設等との合同研修、勉強会を行う。
 - ・他のこども・子育て支援や福祉、地域づくりの取組を行う（多機能化）
- 加算の対象となる施設は、地域の協議・検討に参画しつつ、多機能化等、保育機能の維持・確保に向けた様々な取組について積極的に検討し対応を進めることを求める。

対象施設

保育所、認定こども園

1 (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の見直し

- 3歳児に係る職員配置については、平成27年度から、20:1から15:1に改善した場合の加算措置を設けるとともに、令和6年度からは、4・5歳児の職員配置の改善（30:1から25:1へ改善）とあわせて、年齢別配置基準を20:1から15:1に改正し、改善を進めているところ。
- 同配置基準については、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする（改正前の20:1の配置も認める）経過措置を設けているところ、3歳児に係る職員配置の状況について、15:1以上としている施設の割合が、基準改正時（令和6年3月）は94.3%であったところ、令和7年7月には97.2%まで上昇している状況を踏まえ、配置改善を一層進めるため、当該経過措置の期間を令和9年度末（令和10年3月31日）までとする。

	幼稚園	保育所	認定こども園	全体
令和6年3月時点	91.0%	94.5%	94.8%	94.3%
令和6年7月時点	94.3%	95.9%	97.3%	96.2%
令和7年7月時点	97.1%	97.1%	97.4%	97.2%

運営基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かんことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則
(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

1 (6) 定員21～40人の保育所等の調理体制の充実

- 定員40人以下の保育所及び認定こども園の基本分単価においては、調理員1名（常勤職員）を配置しているところ、1名で一定数の調理を行うことの困難性を考慮し、定員21人から40人までの定員規模の施設に、繁忙時間帯に追加の調理員（非常勤職員）を配置するための費用を算入する。
- なお、積算上は、週5日（平日）に、1日当たり4時間の配置をするものとする。

留意事項通知

現行	見直し後
<p>別紙2（保育所（保育認定2・3号）</p> <p>II 基本部分</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成</p> <p>(イ) その他</p> <p>(ii) 調理員等</p> <p>利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）（注）</p> <p>（注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p>	<p>別紙2（保育所（保育認定2・3号）</p> <p>II 基本部分</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成</p> <p>(イ) その他</p> <p>(ii) 調理員等</p> <p>利用定員20人以下の施設は1人、40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注1））、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）（注2）</p> <p><u>（注1）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。</u></p> <p><u>（注2）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</u></p>

2 (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等② (保育士みなし特例)

- 障害のある子どもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めるとしている。

(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を <u>1人に限り</u> 保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が3人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)子どもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	子どもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、 <u>2/3以上</u> を保育士とすることが必要
(④)8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、 <u>2/3以上</u> を保育士とすることが必要
新 (⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、又は障害児の療育若しくは障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを <u>1人に限り</u> 保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤で看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たってはそれぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

3 (4) 保育ICT推進加算（仮称）の創設

- 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、
ICT活用の責任者（※1）を置いた上で、

- ① 業務において、**4つの機能**（※2）を持つICTの活用、
- ② 給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用（※3）、
- ③ 入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用（※3）、

を行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

（※1）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。

（※2）4つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。

（※3）令和8年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。

【活用の具体的な内容は、令和8年6月までを目途に示す予定。】

- なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化**（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。

（※）例年、5月に最新化の依頼を行っているところ、これを9月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。

- 単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円	※3月初日の利用子どもの 単価に加算 ÷ 3月初日の利用子ども数
-----------	-------------------------------------	--

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

令和7年度～ 保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	高谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

令和7年度子ども・子育て支援等分科会(1)

日程	議事内容	発言要旨
8月 4日 (月)	(1) 子ども・子育て支援関係制度改正等の状況について	・人口減少地域においては、認可保育所の最低定員の20人を下回った児童数の園が多数ある。仮に児童数が20人の半分の10人となっていても、公定価格上は20人単価で積算されることとなる。単価は小規模保育事業の12人区分よりもかなり低く設定されており、バランスを欠いている。恒常に定員を上回る園には減算措置が適用されているので、反対に、 20人定員の園が恒常に定員を下回った場合には、新たな加算措置の実施をぜひお願いしたい。
第11回	(2) こどもまんなか実行計画2025の策定について (3) こども誰でも通園制度の施行について (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について (5) 保育施策関係の最近の動向について (6) こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について	・公定価格の充実については、今後とも人事院勧告の内容に準拠するとともに、その 算定にあたっては事業に必要な項目を積み上げて積算する方法を堅持していただくよう、さらに、保育士等の俸給の格付けにあっては、平均経験年数の実態や、職員の役割と責任に応じたものとするよう、改善をお願いしたい。また、職員の配置基準については、保育士は当然として、保育士以外の調理員、事務員等の配置改善にもぜひ取り組んでいただきたい と強く要望する。 ・急激な物価高騰への対応について、全私保連が行った実態調査によれば、特に給食食材費と水道光熱費は令和6年度において対前年比だけでも10%を超える増支出となった施設が3割程度となっている。その対策として国が地方に拠出した交付税による対応も、自治体によって大きなばらつきが見られた。 国の物価高騰への対策が自治体の判断でこども関連の支出に回されない、ということがないような制度設計や対応をお願いしたい。 ・ こども性暴力防止法の施行への対応 として、法施行を1年半後にひかえ、すでに採用した職員で該当者があった場合など困難ケースに対応するためのガイドライン等の作成・周知を早期に実施していただき、 現場が混乱しないような取組み をお願いしたい。

※第10回は令和7年4月18日に持ち回り開催

令和7年度子ども・子育て支援等分科会(2)

日程	議事内容	発言要旨
10月 20日 (月) 第12回	(1) 令和8年度予算概算要求について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について (3) 公定価格について	<p>・こども誰でも通園制度に関して、利用者数が対象となる子どもの数に比して少なすぎる印象である。制度の趣旨はすばらしく、新しい財源を措置して実施する意義は大きいが、現場では制度の認知度がなかなか上がらない。自治体の取り組みや施設側のモチベーションに課題があると感じる。特に広報や補助単価の低さに問題があるように思うので、引き続き検討会で議論を進め改善していただきたい。また、家庭での子どもの虐待等が疑われる場合には、施設と自治体等が連携して対応すべきとされている。しかしながら、子どものあざや傷を指摘された保護者が、次回からは同じ施設を利用しない場合や、あえて連携の取りづらい近隣自治体の施設への預け替えをするケースも考えられる。こうした場合に備え、「在住する自治体の責任」を「手引き」で明確に位置づけ、広域利用の場合でも虐待等が疑われる場合は在住する自治体が中心となって必要な情報のやり取りを行い、子どもを守る必要があると考える。</p> <p>・職員配置基準について、資料によれば3、4、5歳の改善後の配置基準を満たしている施設が9割を大きく超えている。制度の趣旨に鑑み、4・5歳児配置改善加算におけるチーム保育推進加算を受けている施設への不適用をやめるとともに、1歳児配置改善加算の「保育士の平均経験年数等の要件の撤廃」をぜひお願ひしたい。</p> <p>・今般の急激な物価高騰に関して、個別費目の積み上げによる算定の中で、物価の公定価格への適時かつ適切な反映をお願いしたい。</p>

※第13回は令和7年12月23日に持ち回り開催

保育三団体協議会の取り組み

R7幹事団体は全私保連

令和7年度 保育三団体協議会（1）

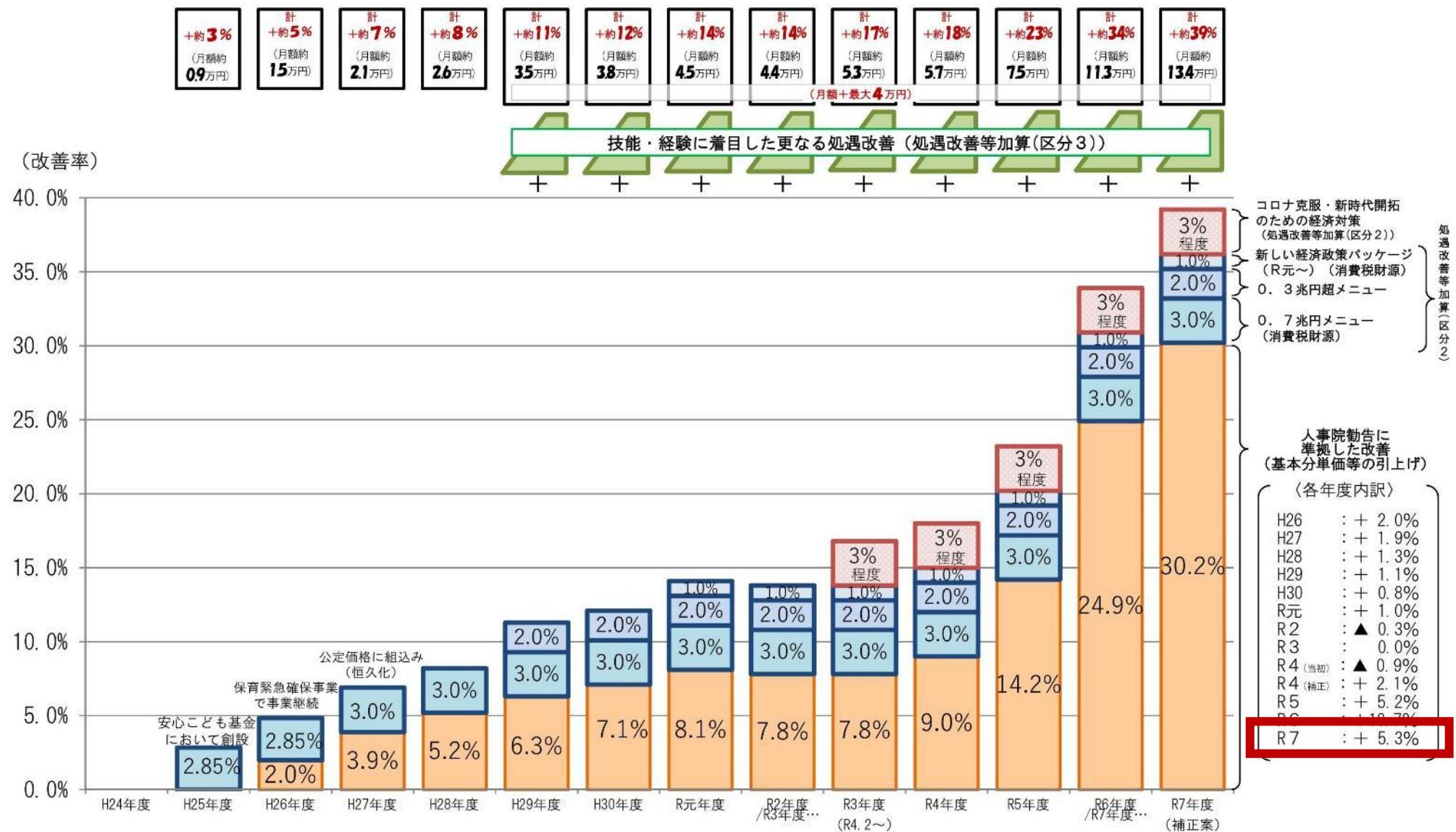
日程	議題
令和7年4月7日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリング
令和7年4月18日	自民党新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPTヒアリング
令和7年6月2日	保育三団体協議会代表者会議(第1回) 実務者会議(第1回)合同会議 (1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)こども家庭審議会諮問に関する事前説明について
令和7年6月3日	医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟出席
令和7年6月16日	保育三団体とこども・保育政治連盟意見交換会
令和7年6月17日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出
令和7年9月30日	コア会議 (1)令和7年度保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナーについて (2)物価高騰に係る緊急要望の取り扱いについて
令和7年10月23日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和7年10月30日	自民党医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟総会出席
令和7年11月12日	「物価高騰」と「災害対策」についての緊急要望

令和7年度 保育三団体協議会（2）

日程	議題
令和7年11月13日	保育三団体協議会代表者会議(第2回) 実務者会議(第2回)合同会議 (1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)保育専門委員会に関する意見交換について (3)こども性暴力防止法施行準備検討会説明・意見交換について
令和7年12月9日 10日	保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナー
令和7年12月11日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出

人勧及び処遇改善について

保育士等の待遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

上記の改善率は、各年度における改善率を単純に足し算したものです。24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

令和7年度補正予算による処遇改善の効果を速やかに保育士等に届けるための要請事項等

「令和7年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定等を踏まえた令和7年度補正予算における公定価格の取扱いについて」（令和7年12月16日事務連絡）概要

- 令和7年度補正予算で措置した、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分については、保育士等の処遇改善の重要性を鑑み、年度当初に遡って賃金等を引き上げるものであり、迅速かつ確実に現場の保育士等に届けるため、都道府県に、管内市町村への助言等を要請するとともに、市町村及び施設・事業所に以下のことを要請。
- 今後、保育士等への支給状況について調査を行い、支給がされていない場合は施設・事業所へのフォローアップを実施する。
- 翌年度以降に年度中の改定がある場合（※）は、改定分の算出機能を有する請求システムの運用（保育施設業務管理プラットフォーム）により、現場への支援を行う（開発中。令和8年度より運用開始。）

（※）人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定は例年行っているが、補正予算の成立が必要となる。

要請事項 ▶市町村	<ol style="list-style-type: none">改定分の算出支援…施設・事業所の情報をもとに改定分を算出して施設・事業所に周知すること。 ※ 市町村の約69%が協力していることも踏まえ、改めて算出の実施を要請。改定分の早期支弁…3月中に施設・事業所に給付費等の支弁をすること（可能であれば国からの交付より早く対応すること）。加算の認定…改定分の額の基礎となる加算の認定の要否について速やかに終えること。
--------------	---

要請事項 ▶施設・事業所	<ol style="list-style-type: none">速やかな支払…12月に単価を示して以降、準備を進め、3月中には職員に改定分を支払うこと（可能であれば市町村からの支弁より早く対応すること）。遅くとも、夏季の賞与（夏季の賞与がない場合は7月中）までには支払うこと ※ 施設・事業所の約63%が3月には一部又は全額の支払いを行っていたこと、約73%が7月には支払いを完了していたことを踏まえ、期限を定めて支払いを要請。 ※ 算出が困難な場合には、概ねの見込額を年度末に支払うなどの方法も考えられることを提示。職員への周知…単純に職員の給与が+5.3%になるものではないところ、改定分の趣旨や内容等を職員に説明すること。 ※ 説明するためのリーフレットを国で作成し、配布。
-----------------	---

その他、主な周知・要請事項は以下のとおり。

- 対象者：通常の教育・保育に従事する職員全てが対象になり得ること。
- 使途：全額を人件費とすること。基本はベースアップによる差額分を一時金等で支払うことを基本としつつ、その他の方法も妨げない。対象者や支払う額が恣意的に偏らないこと。
- 市町村への要請：令和6年度補正予算の改定分（+10.7%）について、全額を人件費に充てていないとする施設・事業所が約1%あった。処遇改善等加算の算定要件でもあるところ、その確実な確認について要請（充てていない場合は追加で支払うことを指導）。

保育士等の処遇改善の仕組み

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等加算	区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3） 【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4）
	区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4） ■実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分3	技能・経験の向上に応じた賃金の改善〔質の向上分〕	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）	—	基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A（（基礎職員数×1/3）と研修修了者数の少ない方の数） 5千円×人数B（（基礎職員数×1/5）と研修修了者数の少ない方の数）	—
人事院勧告による改善分	人勧に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	—	—	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	—

（※1）年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。

（※2）経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

（※3）過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。

（※4）過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

令和7年度待遇改善 実績報告 様式6別添1(ver902)

別紙様式6別添1

賃金改善明細(職員別表)

○加算当年度の全ての職員の賃金改善明細

超過勤務手当に関するFAQはNo.27~29、別添1を参照 ↓

職員名	改定実績有無	職種	資格	経験年数 ※1	勤務 非常勤 ※2	常勤 換算額 ※3	基準年度の賃金							加算当年度の賃金																					
							①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑦の内訳	⑧	⑨	⑨の内訳	⑩	⑩の詳細	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮											
1							基準年度の支払賃金の総額	基準年度の処遇改善等加算の加算額に係る法定福利費分	施設独自の改善額	基準年度の前年度に支払うべき残額に対応した翌年度の賃金額	基準年度における支払額等の影響を除いた支払賃金総額 (① - (② - ③) - ④ - ⑤ + ⑥)	基準年度の公定価格における人件費の改定部分	加算による改善実績額	区分2「賃金改善分」	区分3「質の向上分」	加算による改善実績額	加算による改善実績額	職名	改定昇給相当額(加算当年度における昇給分)	基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定部分	改定昇給相当額(加算当年度における昇給分)	基準当年度の前年度に支払うべき残額に対応した支払賃金額	改定昇給相当額に係る調整額	改定昇給相当額に係る調整額	改定昇給相当額に係る調整額										
2															小計 ⑨ (a+b+c)	基本給 a	手当 b	賞与 (一時金) c																	
3																																			
4																																			
5																																			
総額																																			
基準年度の賃金																																			
①							②							③							④														
基準年度の支払賃金の総額							基準年度の処遇改善等加算の加算額に係る法定福利費分							施設独自の改善額							⑤														
基準年度の前年度に支払うべき残額に対応した翌年度の賃金額							基準年度に支払うべき残額に対応した翌年度の賃金額							⑥							⑦														
基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額 (① - (② - ③) - ④ - ⑤ + ⑥)							基準年度の公定価格における人件費の改定部分							⑦の内訳							⑧														
#DIV/0!							基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額 (① - (② - ③) - ④ - ⑤ + ⑥)							基準年度の公定価格における人件費の改定部分							⑨														
加算当年度の賃金																																			
⑧		⑨		⑨の内訳				⑩		⑩の詳細				⑪		⑫		⑬		⑭		⑮													
加算当年度の支払賃金の総額		区分2「賃金改善分」				区分3「質の向上分」				定期昇給相当額(加算当年度における昇給分)		基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定部分		改定昇給相当額(加算当年度における昇給分)		改定昇給相当額に係る調整額		改定昇給相当額に係る調整額		改定昇給相当額に係る調整額		改定昇給相当額に係る調整額													
		加算による改善実績額				職名		改善した給与項目																											
		小計 ⑨ (a+b+c)	基本給 a	手当 b	賞与 (一時金) c			加算による改善実績額																											
改定昇給相当額に係る調整額																				⑩															
改定昇給相当額に係る調整額																				⑪															
改定昇給相当額に係る調整額																				⑫															
改定昇給相当額に係る調整額																				⑬															
改定昇給相当額に係る調整額																				⑭															
改定昇給相当額に係る調整額																				⑮															

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。